



事業者の魅力がもっと伝わる

東京都福祉サービス第三者評価

東京都 福祉局 指導監査部
指導調整課 評価推進担当

I 福祉サービス第三者評価とは①

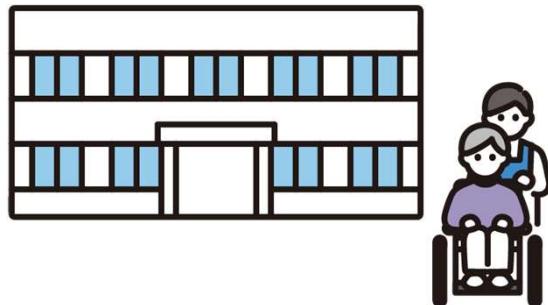


目的

- 利用者のサービス選択・事業の透明性の確保のための情報提供
- 事業者のサービスの質の向上に向けた取組みを支援

- 事業者が、評価機関を自由に選択
- 第三者である評価機関が、専門的・客観的に、サービスの質を評価
- 評価者は、必要な資格や経験を有し、養成講習を修了
- 評価を通じ、利用者や職員の、忌憚のない声を把握
- 公表された評価結果を参考にして、利用者はサービス選択が可能

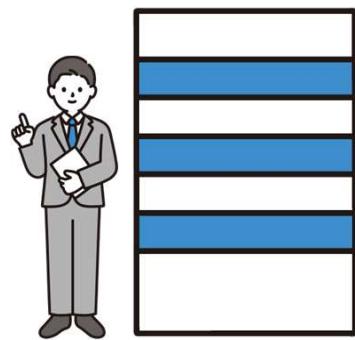
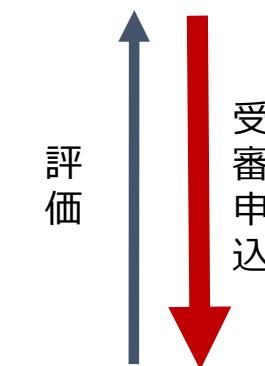
I 福祉サービス第三者評価とは②



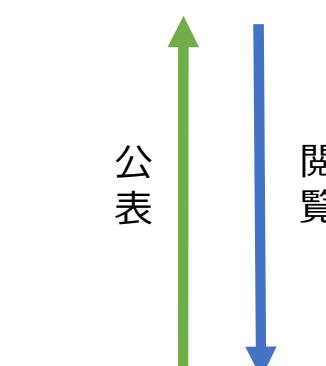
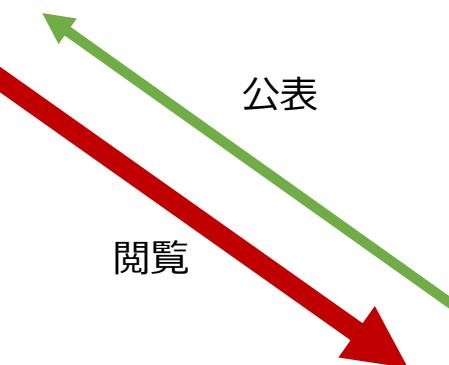
福祉サービス提供事業者



利用者



認証評価機関



東京都福祉サービス評価推進機構

I 福祉サービス第三者評価とは③



東京都福祉サービス評価推進機構

- 評価結果は、事業者の同意を得た上で、
とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）で公表
- 評価を実施した評価機関や評価者情報なども掲載

とうきょう福祉ナビゲーション
福祉サービス第三者評価

ReadSpeaker The Voice of the Web!

評価結果

評価結果全体版 評価結果概要版

令和 年度

福祉空港型児入所施設（旧知的障害児施設）
空港型障害児入所施設

評価結果概要版は、上記①②③⑤のみをまとめ、特徴をコンパクトにご覧いただけます。

評価結果概要版

法人名称

事業所名称

評価機関名称

第三者評価結果の構成 見たい内容をクリックすると該当部分へジャンプします。

①事業者の理念・方針・期待する職員像
②全体の評価講評
③事業者が特に力を入れている取り組み
④事業評価結果
⑤利用者調査結果
⑥事業者のコメント

Ⅱ 第三者評価を受けるメリット①



受審事業所の**85%**が有用性を実感 (令和4年度事業者アンケート)

- 1 法令遵守意識の向上
- 2 事業評価の過程で、経営層が職員の意識を認識
- 3 利用者に対するPR
- 4 人材確保に向けたPR

受審済ステッカー

○ 評価を受けた事業者に、東京都福祉サービス評価推進機構から送付しています。

(標準の評価)



(自動車用)

(サービス項目中心の評価)



(自動車用)

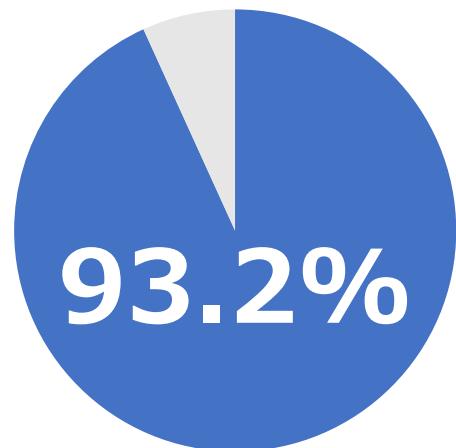
Ⅱ 第三者評価を受けるメリット②



都民が事業所選びの参考に活用 (令和3年度都民アンケート)

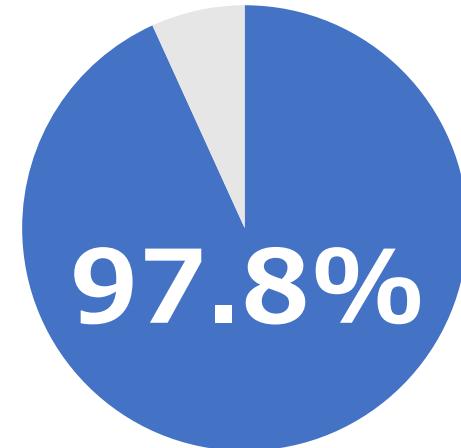
- 福祉サービスに関心がある都民の**4**人に**1**人が「第三者評価を知っている」

そのうち、評価結果を
詳しく見た都民の



第三者評価は
事業所選択に役立った

自身又は家族が福祉サービスを
利用している都民の



利用している事業所の
受審は良かった

III 「第三者評価」 受審の流れ



福祉サービス提供事業者

評価機関の情報収集

評価機関の決定・申込

自己評価の実施

契約

認証評価機関

契約にあたっての説明

自己評価や利用者調査の説明

利用者調査の実施

集計・分析

訪問調査

(評価機関による集計・分析結果の説明、経営層へのヒアリング、現地調査等)

フィードバック

(評価結果の報告と公表の同意確認)

「とうきょう福祉ナビゲーション」（福ナビ）で評価結果を公表

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

IV 受審の事務負担と費用の軽減①



- 都民が知りたい情報に絞った受審ができる

「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」 があります

		標準調査	利用者調査と サービス項目を 中心とした評価
利用者調査	利用者調査項目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
事業評価	サービス項目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	組織マネジメント項目	<input type="radio"/>	—

【障害分野での選択可能サービス種別（計10サービス）】

短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

多機能型事業所、共同生活援助（グループホーム）

IV 受審の事務負担と費用の軽減②

○ 令和7年度 東京都における受審費の補助制度 【障害者】



種別	補助事業名	補助金額	補助形態
障害者支援施設			
宿泊型自立訓練（都型通勤寮）	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額70万円	直接
生活介護			
自立訓練（機能訓練・生活訓練）			
就労移行支援	障害者日中活動系サービス推進事業	実費（60万円上限）	間接
就労継続支援A型・B型			
多機能型事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型のうち複数を実施している事業所）			
短期入所（福祉型・福祉型強化）	障害者施策推進区市町村包括補助事業 (障害者（児）短期入所事業（都加算）)	実費	間接
共同生活援助（グループホーム）	障害者施策推進区市町村包括補助事業 (障害者グループホーム支援事業)	実費	間接
居宅介護			
短期入所（医療型）	地域福祉推進区市町村包括補助事業	区市町村の定めによる	間接
宿泊型自立訓練			

IV 受審の事務負担と費用の軽減③

○ 令和7年度 東京都における受審費の補助制度 【障害児】



種別	補助事業名	補助金額	補助形態
障害児入所施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額70万円	直接
放課後等デイサービス (都型放課後等デイサービス)	都型放課後等デイサービス事業	実費(60万円上限)	直接
児童発達支援センター	障害者施策推進区市町村包括補助事業 (児童発達支援センターサービス推進事業)	実費(70万円上限)	間接
児童発達支援事業	地域福祉推進区市町村包括補助事業	区市町村の定めによる	間接
放課後等デイサービス (都型放課後等デイサービスを除く)			
障害児多機能型施設 (児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのうち、複数のサービスを実施している事業所)			

※ 補助形態が「間接」の場合の補助金額は、都が区市町村に補助する金額。

実際の事業者への補助金額は、区市町村の定めによる。

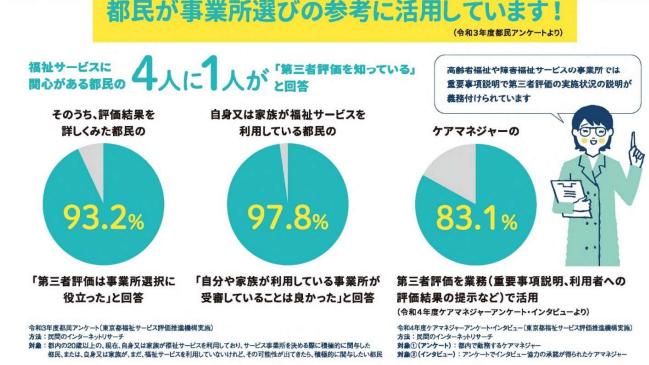
○ 区市町村別の実施状況は、東京都福祉局ホームページをご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/service/jigyosha.html>

○ 補助制度の詳細は、各補助事業の所管へお問合せください。

(直接補助の場合は都の事業所管へ、間接補助の場合は区市町村の事業所管へ。)

【参考】第三者評価のパンフレット



- ここに掲載しているのは一例です。
各種パンフレットは「福ナビ」からダウンロードできます。
<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/datafile2.htm>

【問合せ先】



○ 第三者評価の受審に関すること

東京都福祉サービス評価推進機構 電話：03-3344-8515

○ 第三者評価受審費の補助制度に関すること

○ 都が直接補助する事業

- ・サービス推進費（障害者支援施設） 電話：03-5320-4156
- ・サービス推進費（障害児入所施設） 電話：03-5320-4380
- ・都型放課後等デイサービス事業 電話：03-5320-4380

○ 区市町村が補助する事業

各区市町村 補助事業の所管部署

○ とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）・事業者情報の掲載等に関すること

（公財）東京都福祉保健財団 福祉ナビゲーション担当

電話：03-3344-8631

○ その他（受審済ステッカー画像の利用に関すること等）

東京都福祉局指導監査部指導調整課 評価推進担当

電話：03-5320-4035